

○成田市水道事業給水条例

平成10年3月31日

条例第19号

改正 平成11年12月27日条例第32号

平成12年3月31日条例第18号

平成13年3月30日条例第14号

平成14年3月29日条例第24号

平成14年12月27日条例第41号

平成16年3月31日条例第6号

平成21年3月25日条例第3号

平成23年9月22日条例第26号

平成25年12月19日条例第33号

平成31年3月7日条例第4号

令和元年9月26日条例第19号

令和6年12月18日条例第44号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）

第3章 給水（第11条—第20条）

第4章 料金、手数料及び納付金（第21条—第30条）

第5章 管理（第31条—第38条）

第6章 補則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、成田市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1カ所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2カ所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費

- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を前項の規定により算出した合計額に加算する。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

- 2 管理者は、前項の管理人を不適当であると認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が、特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置にメーターを設置することができる。

- 3 前各項に規定するメーターの設置の位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第17条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、利用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に利用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第19条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、手数料及び納付金

(料金の支払義務)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、次表により算出した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

		料金(1月につき)							
料金区分	基本料金		従量料金(1立方メートル当たり)						
	口径 (ミリメートル)	料金	1立方メートルから10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え40立方メートルまで	40立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え500立方メートルまで	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	1,000立方メートルを超える分
用途									

一般用	1 3	5 5 0 円	7 4	1 9	3 2	4 3	5 3	5 8	5 8
	2 0	1, 2 5 4 円	円 8 0 銭	8 円	2 円 3 0 銭	0 円 1 0 銭	3 円 5 0 銭	1 円 9 0 銭	0 円 8 0 銭
	2 5	2, 1 8 9 円							
	3 0	4, 0 8 1 円							
	4 0	8, 5 2 5 円							
	5 0	1 9, 1 9 5 円							
	7 5	4 3, 9 1 2 円							
	1 0 0	8 4, 6 0 1 円							
	1 5 0	2 3 4, 6 7 4 円							
臨時用	1 立方メートル当たり 5 6 7 円 6 0 銭								

2 管理者は、共同住宅で専用給水装置を複数の世帯が共同で使用している場合には、当該各世帯の使用水量を等量とみなして料金の計算をすることができる。この場合における基本料金の額は、給水装置の口径に応じた金額とし、口径 20 ミリメートルを超えるものの金額については、口径 20 ミリメートルの金額とする。

(平 3 1 条例 4 ・ 令 6 条例 4 4 ・ 一部改正)

(料金及び水量の算定)

第 2 3 条 管理者は、隔月の定例日に、メーターにより使用水量を計量し、その日の属する月分及びその前月分として料金を算定する。この場合において、各月の使用水量は、等量とみなし、1 月分の使用水量に 1 立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に計量することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第 2 4 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量は、前6月間の使用水量その他の事情を考慮し、用途は、料率の高い方により認定する。

(中途使用等の場合の料金の算定)

第25条 料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの基本料金は、次の各号に掲げる区分に従い、第22条に規定する基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額とする。

(1) 使用日数が15日以下のとき 100分の50

(2) 使用日数が16日以上のとき 100分の100

2 料金算定の基準となる月の中途においてその用途又は口径に変更があった場合には、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の予納)

第26条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金をあらかじめ納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、口座振替、集金又は納入通知書の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時に徴収することができる。

(手数料)

第28条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新をするとき。 1件につき10,000円

(2) 設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1回につき300円

(3) 工事の検査をするとき。 1件につき2,000円

(4) 第32条第2項の確認をするとき。 1件につき47,000円

(5) 開栓し、又は閉栓するとき。 1回につき200円

(6) その他管理者が必要と認めるとき。 1件につき200円

(令元条例19・一部改正)

(給水申込納付金)

第29条 給水装置を新設し、又は改造(給水管の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。)しようとする者(第26条第1項に規定する者を除く。)は、管理者に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、

新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。

2 納付金は、次表に掲げる額とする。

使用する給水管の口径	納付金の額
13ミリメートル	165,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	506,000円
30ミリメートル	770,000円
40ミリメートル	1,540,000円
50ミリメートル	2,750,000円
75ミリメートル	7,370,000円
100ミリメートル	15,400,000円
150ミリメートル	41,800,000円

3 第15条第2項の規定により受水槽に接続する装置にメーターを設置する場合にあっては、当該装置を給水装置とみなす。

4 納付金は、第4条の承認後管理者が定める納期限の日又は第32条第3項の確認申請後管理者が定める納期限の日までに納付しなければならない。

5 既納の納付金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平31条例4・一部改正)

(料金、手数料、納付金等の軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金、手数料、納付金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、

法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

- 3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、管理者に申請するものとする。

(令元条例19・一部改正)

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第5条の規定により負担すべき管理者が施行する給水装置工事費、第22条の料金又は第28条の手数料を指定期限内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第23条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者の所在が60日以上不明であり、かつ、当該給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来使用の見込みがないと認められるとき。
- (3) 第4条の承認を受けずに給水装置が設置されたとき。

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行

うよう努めなければならない。

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料に処することができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕（法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第15条のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

第6章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(成田市水道事業上水道給水条例の廃止)
- 2 成田市水道事業上水道給水条例（昭和43年条例第16号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づき行われた行為については、この条例の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（平成11年12月27日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の成田市水道事業給水条例第22条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金につ

いて適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成１２年３月３１日条例第１８号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成１３年３月３０日条例第１４号）

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年３月２９日条例第２４号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年１２月２７日条例第４１号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月３１日条例第６号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２５日条例第３号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年９月２２日条例第２６号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の成田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第２２条第１項の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金から適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 水道料金の算定の基礎となる使用水量については、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、当該使用期間における各日の使用水量を等量とみなし、日割りで算定するものとする。
- 4 新条例第２９条第２項の表の規定は、施行日以後に承認を受ける給水装置工事に係る給水申込納付金から適用し、施行日前に承認を受けた給水装置工事に係る給水申込納付金については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１２月１９日条例第３３号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第35条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第36条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第37条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月7日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第41条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第42条の規定による改正後の

成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定，第43条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 4 前項の月数は，暦に従って計算し，1月に満たない端数が生じたときは，これを1月とする。

附 則（令和元年9月26日条例第19号）

この条例は，令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年12月18日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第22条第1項の表の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金から適用し，施行日の前日までの使用に係る水道料金については，なお従前の例による。
- 3 水道料金の算定の基礎となる使用水量に係る使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは，当該使用水量に係る水道料金は，当該使用期間における各日の使用水量を等量とみなし，日割りで算定するものとする。